

元資第 291 号
令和元年(2019年)12月13日

(一社) 長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための使用済
自動車の再資源化等に関する法律の一部改正について (通知)

このことについて、経済産業省製造産業局自動車課及び環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室から、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第173条の規定による使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)の一部改正、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令(令和元年政令第88条)及び特定家庭用機器再商品化法施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年経済産業省・環境省令第6号)が令和元年12月14日から施行される旨、事務連絡がありました。

改正の内容は以下のとおりですが、許可申請時において改正前規則において提出が義務付けられていた「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」については、本県においては「精神の機能の障害により再資源化等の業務を適切に行うために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しないことの審査に必要な書類として引き続き提出を求めることとしますので、貴協会員への周知についてご配慮願います。

なお、自動車リサイクル法に係る許可・登録の手引の改正については本日付けで通知していますので申し添えます。

1 改正内容

自動車リサイクル法は、公益性の担保のため、成年被後見人及び被保佐人(以下、「成年被後見人等」という。)を欠格要件に規定し同法に基づく許可・登録の対象から一律に排除してきたところ、改正により成年被後見人等であることに関わらず、精神の機能の障害により再資源化等の業務を適切に行うために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者及び当該者を役員等とする者は欠格要件に該当し、許可・登録を受けられないこととされた。

資源循環推進課廃棄物審査係

課長 伊東 和徳 担当 上田 真佑歌

電話 : 026-235-7165 (直通)

FAX : 026-235-7259

E-mail : haikishinsa@pref.nagano.lg.jp